

大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に減少した観光客の誘客対策として、大隅4市5町（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町）への誘客及び宿泊施設、観光施設、飲食店等への経済効果を波及させるため、大隅4市5町を旅行で訪れ、宿泊等を行う団体に対し、予算の範囲内において大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金を交付することを目的とし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかの者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録業者（以下「旅行業者等」という。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校等」という。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業は旅行業者等が行う企画旅行、手配旅行又は、学校等が行う教育旅行とし、次の各号のいずれかの要件を満たす事業とする。

- (1) 大隅4市5町内で宿泊し、かつ、宿泊市町以外の1市町以上の飲食店、観光施設又は体験メニューを組み込んだ旅行であること（以下、「要件1」という。）
- (2) 大隅4市5町内の2市町以上の飲食店、観光施設又は体験メニューを組み込んだ旅行であること（以下「要件2」という。）

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる前条の補助対象事業に要する経費とする。

- (1) 宿泊費
- (2) 食事代
- (3) 施設利用料金
- (4) 体験料金

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、次の表に定める額を上
限とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、
これを切り捨てる

区分	域外*		域内*	
	要件1	要件2	要件1	要件2
～50名	50,000円	25,000円	30,000円	15,000円
51名～100名	100,000円	50,000円	60,000円	30,000円
101名～150名	150,000円	75,000円	90,000円	45,000円
151名以上	200,000円	100,000円	120,000円	60,000円

※参加者所在地の区分方法

(1) 団体旅行（教育旅行を除く。）

域外：居住地が大隅4市5町内の参加者が2分の1未満である。

域内：居住地が大隅4市5町内の参加者が2分の1以上である。

(2) 教育旅行

域外：学校の所在地が大隅4市5町内でない。

域内：学校の所在地が大隅4市5町内である。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、大隅
半島団体旅行誘致促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲
げる書類を添えて、大隅広域観光開発推進会議会長（以下「会長」という。）に提
出しなければならない。

(1) 旅行行程表

(2) 収支予算書（別記第2号様式）

(3) 参加者名簿（教育旅行を除く。）

（補助金の交付決定通知）

第7条 会長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付す
ることが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を大隅半島
団体旅行誘致促進事業補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により補助事業
者に通知する。

2 前項の場合において会長は、必要があると認めるときには条件を付するものと

する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときには、速やかに、大隅半島団体旅行誘致促進事業実績報告書(別記第4様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費に係る領収書の写し
- (2) 収支精算書(別記第2号様式)
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 会長は、前条の実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付確定通知書(別記第5号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第10号 補助事業者が補助金を請求しようとするときは、請求書(別記第6号様式)に補助金の振込先口座の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写しを添えて会長に提出しなければならない。

(決定通知の取消し又は補助金の返還)

第11条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、決定通知を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 補助事業の施行方法が不相当と認めたとき、又は完了の見込みがないと認めたとき。
- (3) 補助事業の施行について不正の行為があったとき。
- (4) 補助事業の一部を停止し、又は廃止したとき。
- (5) 決定通知の内容又はこれに付した条件その他会長の指示に違反したとき。
- (6) 前条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした

とき。

(7) その他この要綱の規定に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第12条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を大隅広域観光開発推進会議に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられるものとする。

4 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を大隅広域観光開発推進会議に納付しなければならない。

5 会長は、第1項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

1. この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

2. 第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

大隅広域観光開発推進会議
会長 様

申請者

住 所
団体名
代表者職・氏名

大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付申請書

大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金の交付を受けたいので、大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 補助事業の内容等

区 分	事業内容等
旅 行 区 分	団体旅行 ・ 教育旅行
旅 行 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
参 加 人 数	人
利 用 施 設 名	
内 容	

3 添付書類

- (1) 旅行行程表
- (2) 収支予算書
- (3) 参加者名簿(教育旅行を除く。)

第2号様式（第6条、第8条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		備 考
			増	減	
補助金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

区 分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較		備 考
			増	減	
計					

第 年 月 日
号

様

大隅広域観光開発推進会議
会長 印

大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金については、大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付決定に付した条件

- (1) この補助金は、目的以外に使用してはならない。
- (2) この補助金の使途については、領収書を徴しておくこと。
- (3) この補助金の使途については、調査を行い、報告を求めることがある。
- (4) 補助事業等の終了後は、速やかに事業実績報告書を提出すること。
- (5) 大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

大隅広域観光開発推進会議
会長 様

申請者

住 所

団体名

代表者職・氏名

事業実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき、大隅半島団体
旅行誘致促進事業を実施したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 対象経費に係る領収書の写し
- 2 収支精算書

第5号様式（第9条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

大隅広域観光開発推進会議
会長 印

大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした大隅半島団体旅行誘致促進事業については、大隅半島団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定額 円

第6号様式（第10条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号の補助金交付確定通知書
に基づく 年度 大隅半島団体旅行誘致促進事業の補助金として、上記のと
おり請求します。

●振込口座

金融機関名		支店名等							
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ									
口座名義人									

年 月 日

申請人
住 所
団体名
代表者職・氏名 印

大隅広域観光開発推進会議
会長 様